

お知らせ

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）を申請される方へ

平成 28 年 1 月 6 日以降、各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）（以下、「本資格」という。）の審査においては、申請者が個人か法人かを問わず、『予算決算及び会計令第 70 条第 3 号に該当しない旨の誓約書・役員等名簿』の提出を義務づけます。

背景

国の調達における暴力団排除については、現在、各府省庁における調達の段階で入札の条件として実施されているところです。

今回、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）の改正を受けて、本資格を取得する申請段階及び資格の有効期間中の段階においても暴力団排除を徹底することとします。

誓約書・役員等名簿の提出の義務化

上記の背景から、平成 28・29・30 年度に有効な本資格の定期審査及び平成 25・26・27 年度に有効な本資格の随時審査以降、新たに資格を取得する場合や有資格者の資格情報の変更を行う場合（代表者の変更に限る）、申請書類の一部として「誓約書・役員等名簿」の提出を必須とするものです。

なお、申請が複数の場合でも、申請毎に「誓約書・役員等名簿」の提出が必要です。

提出された誓約書・役員等名簿から、予算決算及び会計令第 70 条第 3 号に該当すると判断された場合、「申請に対して資格を与えない」又は「有資格者の資格を取り消す」こととなります。

誓約書・役員等名簿の様式

誓約書・役員等名簿の様式（別添）及び記載例の電子ファイルは、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」（<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）内に掲載しておりますのでご利用ください。

※添付書類のうち「役員等名簿」に記載する役員等の範囲は、法人により異なりますが、申請書に添付する登記事項証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている役員になります（一般社団法人等の「監事」や株式会社等の「監査役」等の、監査関係の役員

を含めないこととします。)。個人の場合は、申請書に添付する納税証明書の名義人になります。

誓約書・役員等名簿に記載された個人情報の取り扱い

申請者及び「役員等名簿」に記載される者の個人情報は、誓約書に基づき暴力団関係者でないことの確認のために、警察庁へ提供することがあります。確認にあたり、個人を特定する氏名（ふりがな）、性別、生年月日の情報が必要であると指導を受けておりますので、「役員等名簿」は全ての欄に記載願います。また、別途、住所を照会することがあります。

なお、申請者及び「役員等名簿」に記載される者の個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき適正に管理させていただきます。

誓約書

年 月 日

衆議院庶務部会計課長	殿	外務省大臣官房会計課長	殿
参議院庶務部会計課長	殿	財務省大臣官房会計課長	殿
国立国会図書館総務部会計課長	殿	文部科学省大臣官房会計課長	殿
最高裁判所事務総局経理局長	殿	厚生労働省大臣官房会計課長	殿
会計検査院事務総長官房会計課長	殿	農林水産省大臣官房参事官(経理)	殿
内閣府大臣官房会計課長	殿	経済産業省大臣官房会計課長	殿
復興庁会計担当参事官	殿	国土交通省大臣官房会計課長	殿
総務省大臣官房会計課長	殿	環境省大臣官房会計課長	殿
法務省大臣官房会計課長	殿	防衛省大臣官房会計課長	殿

所在地

(個人の場合は、住所)

商号又は名称

(個人で屋号がない場合は、記入不要)

代表者職氏名

印

(個人の場合は、氏名のみ記入)

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、全省庁統一資格審査に申請するにあたり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条第3号に該当しないこと。すなわち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる次の者でないこと
 - (1) 指定暴力団員
 - (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

以上

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を用い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別紙

役員等名簿

年 月 日

団体名

役 職	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日

(注1) 氏名には、ふりがなを付けて下さい。

(注2) 当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

(注3) 役員が公務員の場合、役職欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可能とします。